



大月市景観計画

この資料は、今回の見直しにより変更された箇所を抜粋したものです。

赤書き部分が新たに追加された変更箇所です。

その他の部分には変更ありません。

平成25年3月策定

平成28年3月変更（予定）

大月市 産業建設部 地域整備課

4. 重点景観形成地区

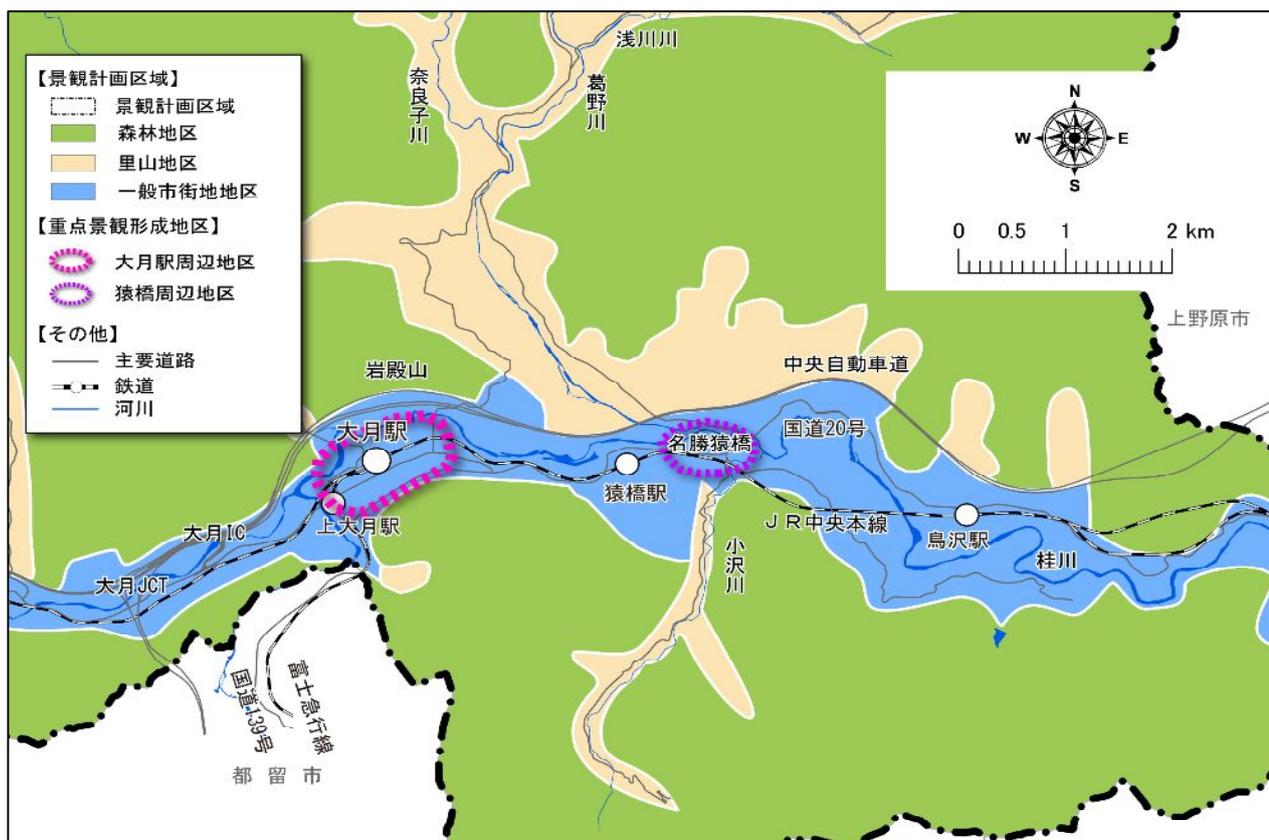
一般市街地地区のうち、本市の特徴ある景観形成を進めるにあたり、地区固有の特性を生かして住民自らが積極的に取り組もうとしている地区を対象に、住民などの合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む地区を『重点景観形成地区』として位置づけました。

① 大月駅周辺地区

大月駅周辺地区は、本市の中心市街地として都市機能が集積するとともに、主要な交通の結節点であり、来訪者を持てなすゲートとして本市の活力をテーマとした景観形成が望まれる地区です。

② 猿橋周辺地区

猿橋周辺地区は、名勝猿橋をはじめとした歴史・文化的な資源が立地し、多くの観光客が訪れることから本市の観光施策と密接に連携した景観形成が望まれる地区です。



図IV-2 景観計画区域・重点景観形成地区図

6. 景観形成基準

各地区の景観形成の方針に基づき、これを実現化するために景観形成基準を以下のとおり定め、各地区における建築行為等は景観形成基準に則して行われるよう指導することとします。

① 森林地区

■ 届出対象行為

行為の種類	届出の対象	
建築物 ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m又は建築面積250㎡を超えるもの (増築又は改築後に高さ15m又は建築面積250㎡を超えるものを含む。)	
工作物 ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更(屋外広告物は除く。)	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの	高さ15mを超えるもの
	さく、塀その他これらに類するもの	高さ3mを超えるもの
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さ15m又は築造面積250㎡を超えるもの (増築又は改築後に高さ15m又は築造面積250㎡を超えるものを含む。)
	電柱、送電鉄塔、移動通信鉄塔その他これらに類するもの	高さ15mを超えるもの
	地上に設置する太陽光発電設備	太陽光モジュール(パネル)の合計面積が10㎡を超えるもの
開発行為 ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積が1,000㎡を超えるもの	
土地の区画形質の変更	行為面積が1,000㎡を超えるもの	
木竹の伐採	面積1,000㎡を超える伐採を行うもの	

■ 景観形成基準

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	位置	1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること
	外観 形態 意匠	1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
	色彩	1 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
	材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 3 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること
	地上に設置する太陽光発電設備	1 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること 2 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと
	その他	1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること

対象	事項	景観形成基準
開発行為	緑化修景	1 計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1 計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
木竹の伐採	伐採の方法	1 樹木の保全・育成を基本として、周辺の森林などの景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とすること 2 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努めること

② 里山地区

■ 届出対象行為

行為の種類	届出の対象	
建築物 ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m又は建築面積500㎡を超えるもの （増築又は改築後に高さ15m又は建築面積500㎡を超えるものを含む。）	
工作物 ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く。）	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの	高さ15mを超えるもの
	さく、塀その他これらに類するもの	高さ3mを超えるもの
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの （増築又は改築後に高さ15m又は築造面積500㎡を超えるものを含む。）
	電柱、送電鉄塔、移動通信鉄塔その他これらに類するもの	高さ15mを超えるもの
	地上に設置する太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が10㎡を超えるもの
開発行為 ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積が1,000㎡を超えるもの	
土地の区画形質の変更	行為面積が1,000㎡を超えるもの	

■ 景観形成基準

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	位置	1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること
	外観	1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
	色彩	1 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
	材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 3 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること
	地上に設置する太陽光発電設備	1 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること 2 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	その他	1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2 社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること 3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること
開発行為	緑化修景	1 市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること 2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1 市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること 2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること

(2) 市街地ゾーンにおける景観形成基準

① 一般市街地地区

■ 届出対象行為

行為の種類	届出の対象	
建築物 ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの (増築又は改築後に高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるものを含む。)	
工作物 ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更(屋外広告物は除く。)	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの	高さ15mを超えるもの
	さく、塀その他これらに類するもの	高さ3mを超えるもの
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの (増築又は改築後に高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるものを含む。)
	電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの	高さ20mを超えるもの
	地上に設置する太陽光発電設備	太陽電池モジュール(パネル)の合計面積が10㎡を超えるもの
開発行為 ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積が1,000㎡を超えるもの	
土地の区画形質の変更	行為面積が1,000㎡を超えるもの	

■ 景観形成基準

対象	事項	景観形成基準	
建築物及び工作物	位置	1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること	
	外観	形態意匠	1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
		色彩	1 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
	材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること	
	緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 敷地境界においては、緑化に努めること 3 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 4 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること	
	地上に設置する太陽光発電設備	1 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること 2 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと	
	その他	1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2 社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること 3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること 4 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること	
	開発行為	緑化修景	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと

対象	事項	景観形成基準
開発行為	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること

1) 大月駅周辺地区（重点景観形成地区）

■ 基準設定の基本的な考え方

大月駅周辺地区は、本市の中心市街地として重点的に景観誘導を図っていくべき地区であることから、今後、地区の住民・権利者などの主体的な協議により地区の目指すべき景観のあり方を明らかにするとともに、具体的な景観形成の方針を定めて景観誘導を図ることとします。

■ 届出対象行為

行為の種類	届出の対象	
建築物 ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	すべての行為が届出対象となります	
工作物 ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く。）	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	さく、塀その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	電柱、送電鉄塔、移动通信鉄塔その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
地上に設置する太陽光発電設備	すべての行為が届出対象となります	
開発行為 ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	すべての行為が届出対象となります	
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	すべての行為が届出対象となります	
土地の区画形質の変更	すべての行為が届出対象となります	

■ 景観形成基準

対象	事項		景観形成基準										
建築物及び工作物	位置		1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること										
	形態意匠		1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること										
	外観	色彩	1 低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は下記の表のとおりとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩は除くこと 2 使用する色数は、少なくなるように努めること 3 アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑えること <table border="1" data-bbox="933 1182 1401 1391" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（橙）系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（橙）系	6以下	R（赤）、Y（黄）系	6以下	上記以外	4以下	無彩色	—
	色相	彩度											
	Y R（橙）系	6以下											
R（赤）、Y（黄）系	6以下												
上記以外	4以下												
無彩色	—												
	屋根・庇	1 落ち着いた色彩とすること 2 太陽光発電設備等を屋根に設置する場合、パネル等の色彩を屋根と調和するように配慮すること											
	材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること											
	緑化		1 敷地内においては、緑化に努めること 2 敷地境界においては、緑化に努めること 3 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 4 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること										

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	地上に設置する太陽光発電設備	<p>1 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること</p> <p>2 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと</p>
	その他	<p>1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること</p> <p>2 社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること</p> <p>3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること</p> <p>4 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること</p>
開発行為	緑化修景	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	<p>1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること</p> <p>2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること</p>
	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること

2) 猿橋周辺地区（重点景観形成地区）

■ 基準設定の基本的な考え方

猿橋周辺地区は、名勝猿橋を訪れる多くの観光客をもてなす本市を代表する観光・景勝地として重点的に景観誘導を図っていくべき地区であることから、今後、地区の住民・権利者などの主体的な協議により地区の目指すべき景観のあり方を明らかにするとともに、具体的な景観形成の方針を定めて**景観誘導を図ることとします。**

■ 届出対象行為

行為の種類	届出の対象	
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	すべての行為が届出対象となります	
工作物 ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く。）	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	さく、塀その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	電柱、送電鉄塔、移動通信鉄塔その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります
	地上に設置する太陽光発電設備	すべての行為が届出対象となります
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	すべての行為が届出対象となります	
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	すべての行為が届出対象となります	
土地の区画形質の変更	すべての行為が届出対象となります	

■ 景観形成基準

対象	事項	景観形成基準												
建築物及び工作物	位置	1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること												
	形態 意匠	1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること												
	外観 色彩	外壁	1 低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は下記の表のとおりとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩は除くこと 2 使用する色数は、少なくなるように努めること 3 アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑えること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（橙）系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	4以下	上記以外	4以下	無彩色	—
	色相	彩度												
	Y R（橙）系	5以下												
	R（赤）、Y（黄）系	4以下												
上記以外	4以下													
無彩色	—													
屋根・庇	1 落ち着いた色彩とすること 2 太陽光発電設備等を屋根に設置する場合、パネル等の色彩を屋根と調和するように配慮すること													
材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること													
緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 敷地境界においては、緑化に努めること 3 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 4 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること													

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	地上に設置する太陽光発電設備	<p>1 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること</p> <p>2 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと</p>
	その他	<p>1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること</p> <p>2 社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること</p> <p>3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること</p> <p>4 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること</p>
開発行為	緑化修景	<p>1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと</p>
	法面・擁壁の造成	<p>1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること</p>
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	<p>1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること</p> <p>2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること</p>
	遮へい	<p>1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること</p>
土地の区画形質の変更	緑化修景	<p>1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと</p>
	法面・擁壁の造成	<p>1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること</p>

参考—マンセル表色系とは

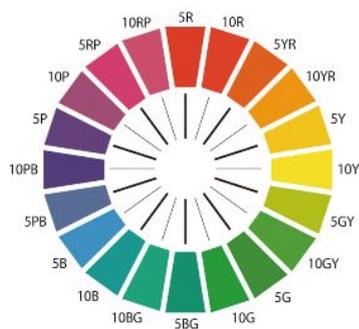
- マンセル表色系とは、色を定量的に表す体系である表色系の一つで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するものです。
- 日本では、JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されており {マンセル値} という記号で色彩が特定されるものになります。

色相：赤、黄、緑、青等「色あい」

明度：色の明るさ

彩度：色の鮮やかさ

マンセル色相環

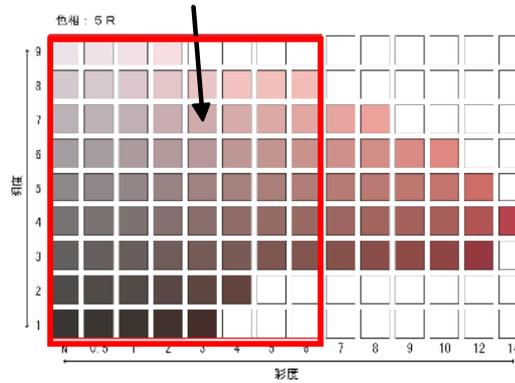


※マンセル値の読み方

- 色相、明度、彩度の3つの属性で表記

5R 7/3

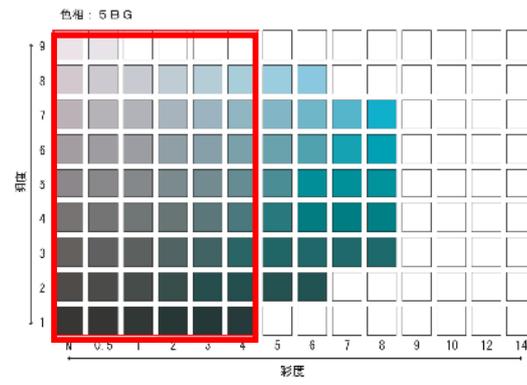
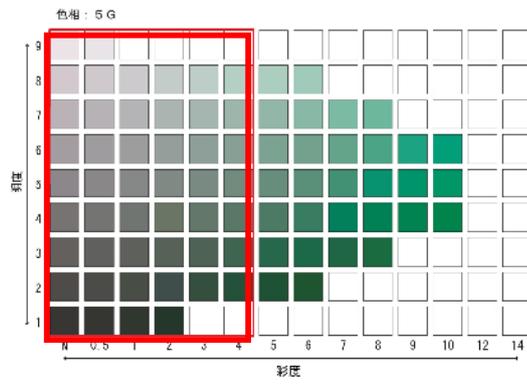
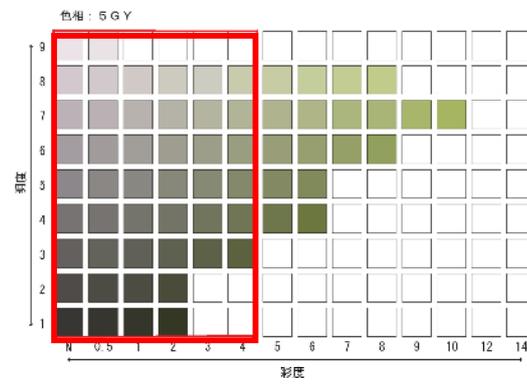
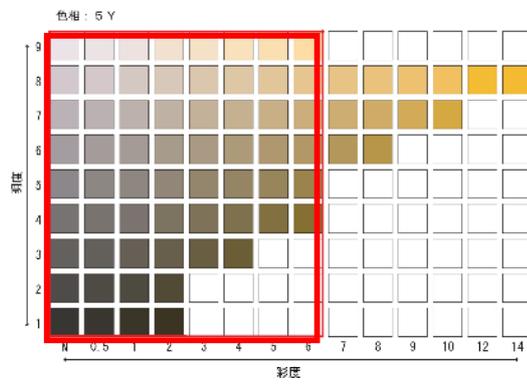
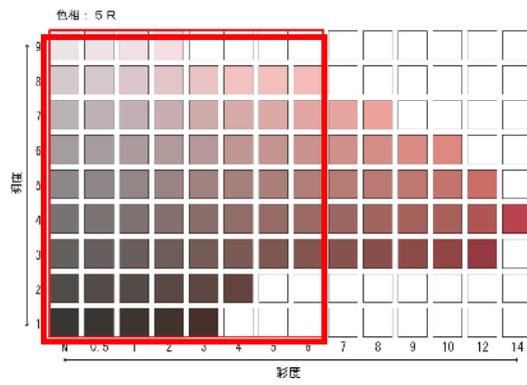
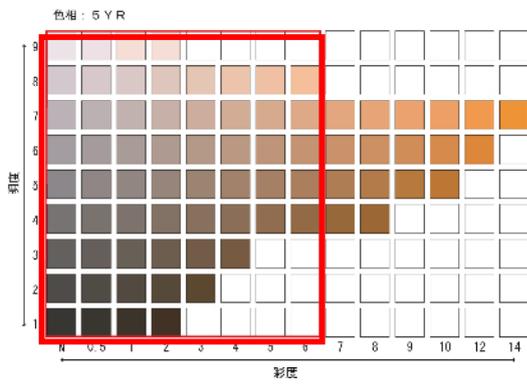
色相 明度 彩度



<カラーチャート及び
制限の範囲の提示例>

参考一色彩基準のカラーチャート

【大月駅周辺地区景観重点形成地区】



【猿橋周辺地区景観重点形成地区】

